

令和7年度 海老名市国民健康保険税の算定方法

国民健康保険税額は、医療分A、後期分B、介護分C の合計額です。

A +	医療分 (基礎課税額)		
	所得割額 = [令和6年中の総所得金額等 円] - [基礎控除額 43 ※ 万円] × 6.06% = ①
	均等割額 = [加入者1人につき 年額 28,000 円] × [加入者数 人] = ②
	平等割額 = [加入世帯につき 年額 21,500 円	= ③ 21,500 円
	減税額 = [「国民健康保険税の軽減基準と割合」により算出	= ④
※「未就学児の均等割額軽減額」を参照			
医療分合計 = ① + ② + ③ - ④ - ⑤ = A 医療分合計(100円未満切捨て)			円
B +	後期分 (後期高齢者支援金等課税額)		
	所得割額 = [令和6年中の総所得金額等 円] - [基礎控除額 43 ※ 万円] × 2.60% = ⑥
	均等割額 = [加入者1人につき 年額 12,000 円] × [加入者数 人] = ⑦
	平等割額 = [加入世帯につき 年額 9,400 円	= ⑧ 9,400 円
	減税額 = [「国民健康保険税の軽減基準と割合」により算出	= ⑨
※「未就学児の均等割額軽減額」を参照			
後期分合計 = ⑥ + ⑦ + ⑧ - ⑨ - ⑩ = B 後期分合計(100円未満切捨て)			円
C +	介護分 (介護納付金課税額)		
	所得割額 = [令和6年中の総所得金額等 円] - [基礎控除額 43 ※ 万円] × 2.42% = ⑪
	均等割額 = [加入者1人につき 年額 12,800 円] × [加入者数 人] = ⑫
	平等割額 = [加入世帯につき 年額 7,100 円	= ⑬ 7,100 円
	減税額 = [「国民健康保険税の軽減基準と割合」により算出	= ⑭
※「未就学児の均等割額軽減額」を参照			
介護分合計 = ⑪ + ⑫ + ⑬ - ⑭ = C 介護分合計(100円未満切捨て)			円
II 計	令和7年度 国民健康保険税額 = 医療分 A + 後期分 B + 介護分 C =	円	
	(参考 合計金額 ÷ 12ヶ月 =	円／月)	

※合計所得金額が2,400万円を超える場合は29万円、2,450万円以下の場合25万円、2,500万円を超える場合は0円となります。

■国民健康保険税の軽減基準と割合

前年中の世帯の総所得金額が一定基準を超えない場合には、医療分・後期分・介護分それぞれの均等割額・平等割額を減額し負担を軽くする制度があります。

軽減割合	被保険者の総所得金額等(被保険者でない世帯主の所得も含みます)
7割	430,000円 + <u>(年金・給与所得者の人数-1) × 100,000円</u> ※を超えない世帯
5割	430,000円 + <u>(年金・給与所得者の人数-1) × 100,000円</u> ※ + (305,000円 × 世帯の被保険者数)を超えない世帯
2割	430,000円 + <u>(年金・給与所得者の人数-1) × 100,000円</u> ※ + (560,000円 × 世帯の被保険者数)を超えない世帯

※下線部分の計算結果が0円以下となる場合は、0円とみなします。

●65歳以上で税法上の「公的年金等控除」を受けている方は、年金所得から最高150,000円を控除した額で判定します。

●国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した方の総所得金額等及び人数も含めて判定します。

■未就学児の均等割額軽減額

国民健康保険税の均等割額は、年齢に関わらず1人あたりにつき課税されますが、子育て世帯の負担を軽減するため、世帯に属する未就学児※全員に対する均等割額を5割軽減します。

なお、上記の「国民健康保険税の軽減基準と割合」に応じて、該当している世帯の未就学児に係る軽減後の均等割額は、以下のとおりとなります。

軽減割合 (世帯)	均等割額軽減額 (医療分)	均等割額軽減額 (後期分)
7割	4,200円	1,800円
5割	7,000円	3,000円
2割	11,200円	4,800円
なし	14,000円	6,000円

※0歳から6歳に達する日以後の最初の3月31日以前にある被保険者